

環境基本計画の見直しについて

高槻市環境・温暖化対策審議会
資料No.2
令和3年7月5日(月)

1. 環境基本計画とは

環境基本条例

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

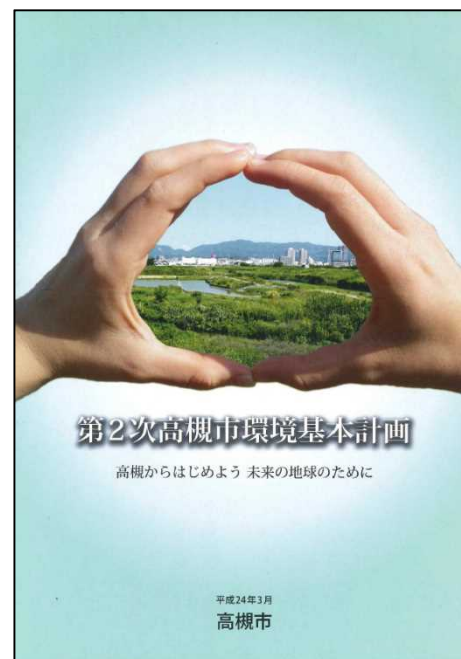
2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)環境の保全及び創造に関する目標及び施策

(2)その他環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

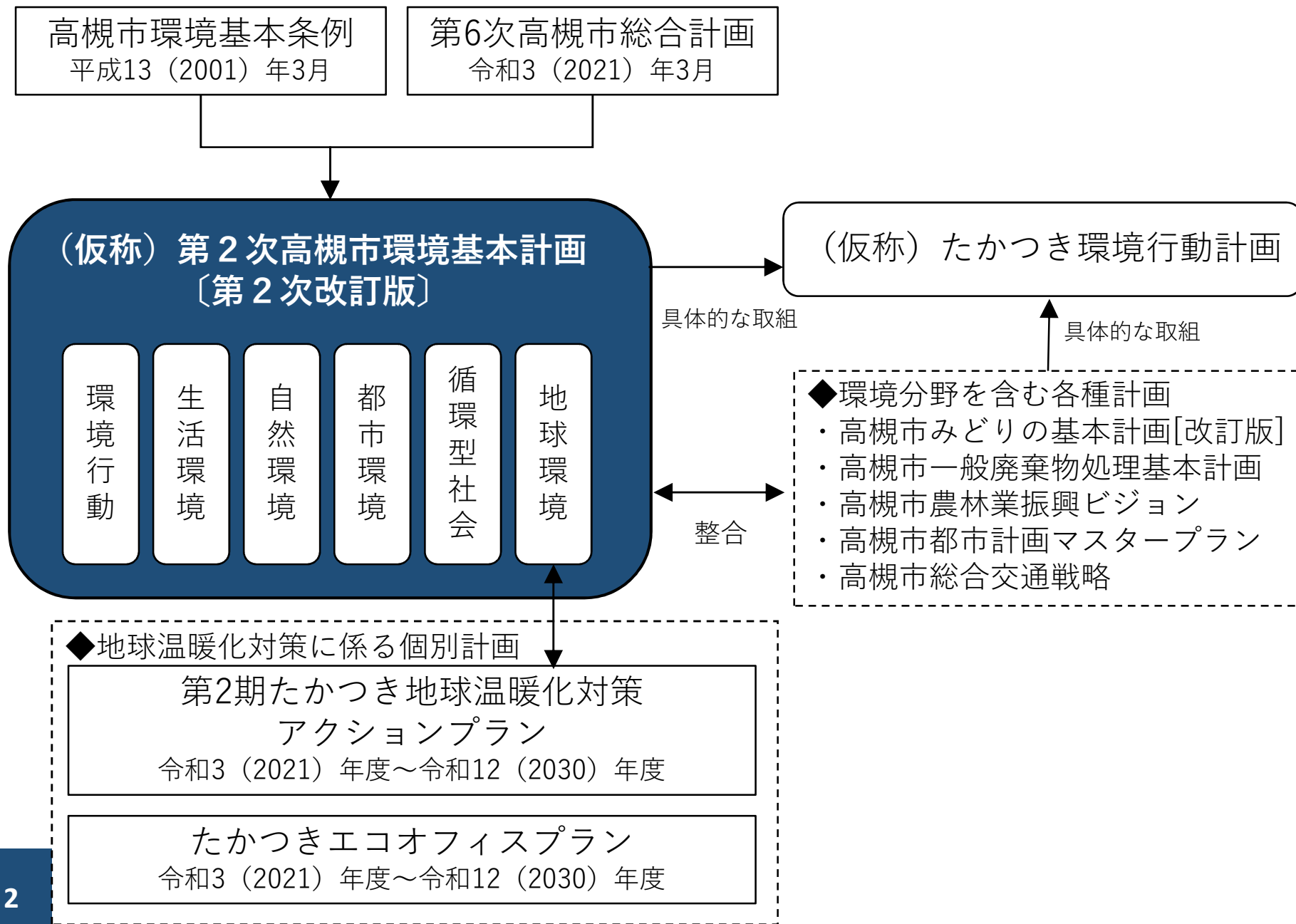


平成14年3月「高槻市環境基本計画」



平成24年3月「第2次高槻市環境基本計画」

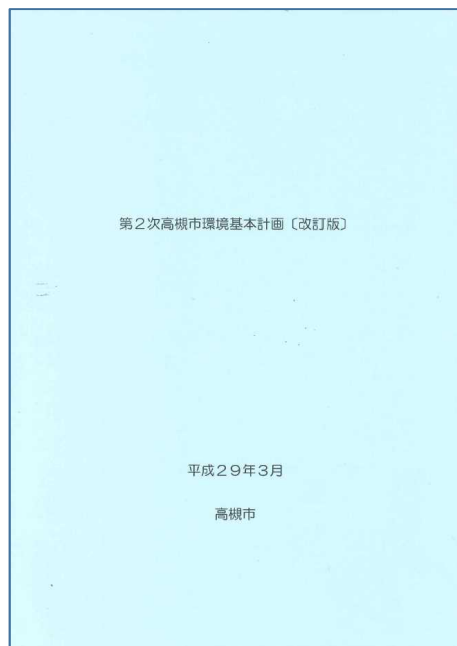
2. 計画の位置づけ



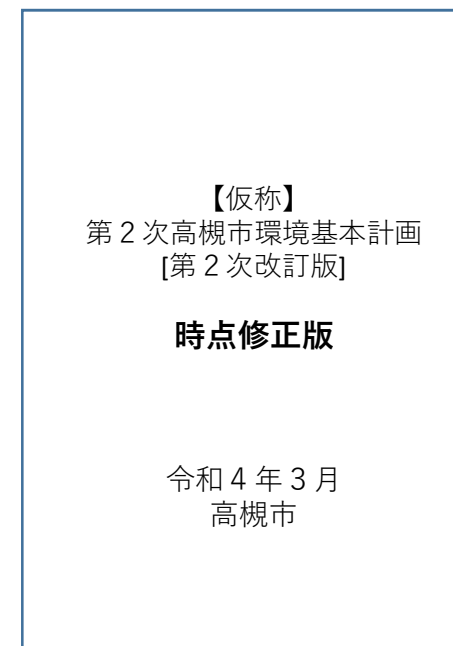
3. 見直しの背景と目的

諮問書（要旨）

- 平成24年3月「第2次高槻市環境基本計画」、平成29年3月「第2次高槻市環境基本計画〔改訂版〕」を策定
- 諸情勢の変化
 - ・新名神高速道路、エネルギーセンター第3工場、安満遺跡公園などの基盤整備
 - ・平成30年台風第21号による森林被害
 - ・第6次高槻市総合計画、第2期たかつき地球温暖化対策アクションプランの策定
- 上記をはじめとした情勢変化を踏まえ、現在の環境基本計画を時点修正



平成29年3月「第2次高槻市環境基本計画〔改訂版〕」

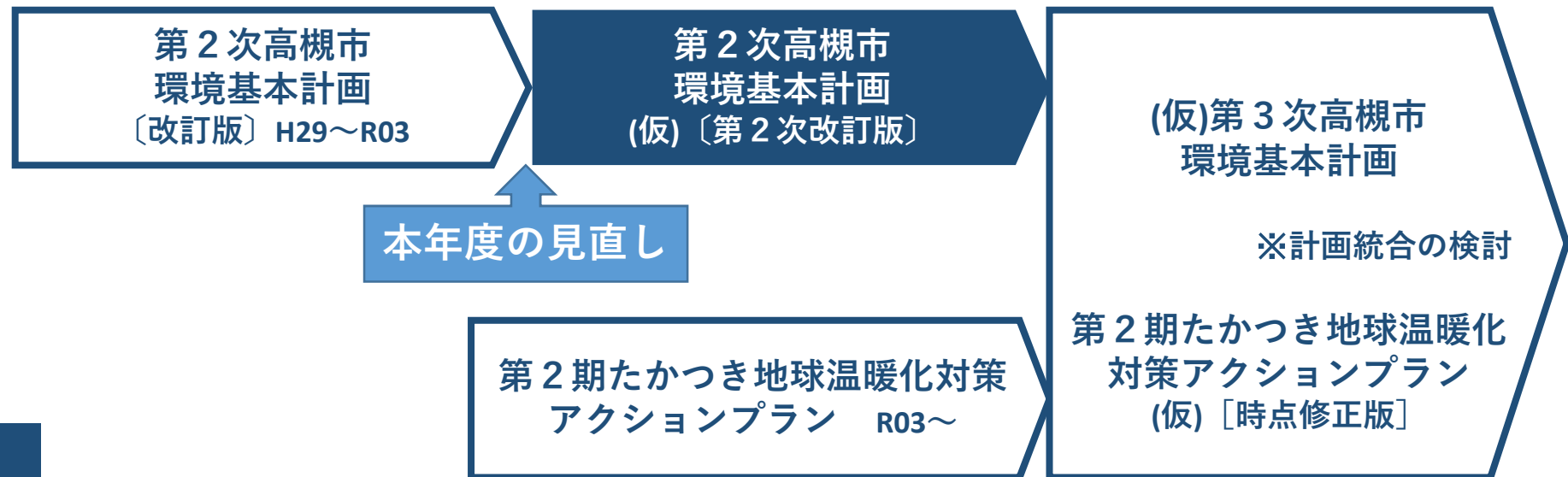


令和4年3月「【仮称】第2次高槻市環境基本計画〔第2次改訂版〕」

3. 見直しの背景と目的

(時点修正に至った理由)

- 現計画に示す6つの「望ましい環境像」のうち地球環境の分野については、令和2年度に「第2期たかつき地球温暖化対策アクションプラン」を策定しており、その骨子については整理済みです。
- しかし、この地球環境分野の考え方・取組は急速に変化していることから、市としてはアクションプランで「社会情勢の大きな変化や諸制度の重大な変更などが生じた場合に計画を見直し」するとしています。
- そのため、地球環境分野については、国等の動きを注視し、今後の適切な時期に「たかつき地球温暖化対策アクションプラン」の時点修正を行うこととします。併せてこれを契機として、地球温暖化分野を含む「環境基本計画」の本格的な見直しをおこなうほか、両計画の統合を検討することとします。
- このようなことから、このたびは環境基本計画を時点修正と位置づけることとします。



4. 計画策定の進め方

(1) 計画検討体制

環境・温暖化対策審議会

- 専門的知見に基づく意見交換

庁内検討組織

- 環境マネジメントシステム推進会議（部長級）
- 同 幹事会（課長級）

事務局

- 市民生活環境部 環境政策課

(2) スケジュール

7月：第1回審議会（高槻市の環境実態について）

9月：第2回審議会（計画の目標と基本方針について）

10月：環境団体との意見交換

11月：第3回審議会（計画素案について）

12月：パブリックコメント

2月：第4回審議会（パブコメ結果、計画最終案、その他）